

第 2 4 6 回 役 員 会 議 事 録 (要 録)
 平成 2 8 . 6 . 2 8 (火) 1 4 : 0 3 ~ 1 4 : 5 3
 場 所 : 法 人 本 部 棟 5 F 2 会 議 室

出席者	越智, 宮谷, 相田, 佐藤, 高田, 平川, 片山 以上役員 7名
欠席者	吉田
オブザーバー	野上, 高橋, 江坂, 西谷, 木原, 寺本, 神谷, 坂越, 竹内, 河村, 佐々本

- (議事)
1. 平成 2 7 事業年度に係る業務の実績及び第 2 期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書等について ----- 別紙 1
 (学長提案・片山理事(財務・総務担当)説明)

国立大学法人法の規定に基づき, 平成 2 7 事業年度に係る業務の実績及び第 2 期中期目標期間に係る業務の実績について, 国立大学法人評価委員会の評価を受けるため, 各組織において行った年度計画及び中期目標の達成状況の点検・評価の結果をもとに, 本学評価委員会の意見を踏まえ, 取りまとめた「平成 2 7 事業年度に係る業務の実績及び第 2 期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書(案)」, 「中期目標の達成状況報告書(案)」及び各部局等において分析項目ごとに分析・評価を行い, 本学評価委員会の意見を踏まえ, 取りまとめた「各学部・研究科等の現況調査表(案)」について提案・説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認し, 国立大学法人評価委員会及び大学改革支援・学位授与機構に提出することとした。

 - 2. 大学機関別認証評価自己評価書について ----- 別紙 2
 (学長提案・片山理事(財務・総務担当)説明)

学校教育法の規定に基づき, 教育研究, 組織運営等の状況に関し, 7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関による評価を受けるため, 各組織において基準毎に点検・評価を行い, 本学評価委員会の意見を踏まえ, 取りまとめた「大学機関別認証評価自己評価書(案)」について提案・説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認し, 大学改革支援・学位授与機構に提出することとした。

 - 3. 平成 2 9 年度教育研究組織整備について ----- 別紙 3
 (学長提案・宮谷理事(教育・東千田担当)説明)

平成 2 9 年度の教育研究組織整備のうち, 文部科学省に手続きを要する, 理学部の学科の名称変更(物理科学科→物理学科)について提案・説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認し, 文部科学省へ手続きを行うこととした。

 - 4. 就業規則の改正について ----- 別紙 4
 (学長提案・片山理事(財務・総務担当)説明)

「非常勤講師」の職名の見直し等に伴う就業規則の改正について提案・説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認の上, 本日付けで制定し, 平成 2 8 年 7 月 1 日から施行することとした。

5. 広島大学情報化統括責任者等に関する規則の制定について ----- 別紙 5
(学長提案・高田理事(社会産学連携担当)説明)

本学の情報化戦略を策定し、その実施を統括する情報化統括責任者、情報化統括責任者補佐及び全学的な情報化戦略等を審議する情報化戦略委員会の設置等を定めた広島大学情報化統括責任者等に関する規則の制定について提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認の上、本日付けで制定・施行することとした。

6. 広島大学全学統一ID基盤規則の制定について ----- 別紙 6
(学長提案・高田理事(社会産学連携担当)説明)

本学の学生、役員、職員及び本学に一定の関わりのある学外者が本学の施設、設備、コンピューター又はコンピューター・ネットワークを利用する場合において、利用者本人であることを確認する情報・人的管理に関する全学統一ID基盤の管理・運用に関し、必要な事項を定めた広島大学全学統一ID基盤規則の制定について提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認の上、本日付けで制定・施行することとした。

7. 平成28年度の教員人事(臨床系以外)について(選考報告) ----- 別紙 7
(学長提案・坂越人事委員会委員長説明)

平成28年度の教員人事のうち、平成27年度に人員措置及び選考開始を認めたものに関し、部局の教授会での議を経て、適任者として報告のあった候補者1名の人事の適否について提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり1名の人事について承認した。

8. 平成28年度の教員人事(臨床系)について ----- 別紙 8
(学長提案・坂越人事委員会委員長説明)

平成28年度の教員人事として、臨床系該当部局から適任者として報告のあった候補者9名の人事の適否について提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり9名の人事について承認した。

9. 平成28年度教員措置(特別事情)及び平成29年度教員措置に関する発議の可否について
----- 別紙 9
(学長提案・坂越人事委員会委員長説明)

平成28年度教員措置(特別事情)及び平成29年度教員措置について、人事委員会での審議結果を踏まえて検討した結果、准教授以下の人事において、平成28年度分14件及び平成29年度分34件の教員措置に関する発議について提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

なお、教授人事については、後日、審議することとした。

10. 平成29年度教員措置方針に基づく「若手特任教員(3年任期)」、「外国人教員(短期)」、「牽引教員枠」の募集について ----- 別紙 10
(学長提案・坂越人事委員会委員長説明)

平成29年度教員措置方針に基づき、部局等の教育研究の充実及び機能強化を推進するため、「若手特任教員(3年任期)」、「外国人教員(短期)」及び「牽引教員枠」の区分による募集につ

いて提案・説明があり，審議の結果，原案のとおり承認した。

以上（資料添付略）